二十二　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二十一条第二項
二十三　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第五十三条第二項及び第三項
二十四　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十七条第一項、第二十一条第一項、第四十三条第一項及び附則第三条第十項
二十五　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第四十五条第二項
二十六　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条、第七条第一項及び第三項、第二十六条第一項並びに第三十六条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第二条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十八号様式及び第三十九号様式中「使用期間１箇年」を「　　年　　月　　日限り有効」に改め、第三十九号の二様式中「使用期間―箇年」を「　　年　　月　　日限り有効」に改める。

（建築士法施行規則の一部改正）

第三条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八号書式中「使用期間１カ年」を「　　年　　日　　限り有効」に改める。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第四条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十四号中「有効期間１カ年」を「令和　　年　　月　　日限り有効」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三号様式、第四号様式、第十六号様式、第十九号様式及び第二十二号様式中「使用期間１年」を「　　年　　月　　日限り有効」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「使用期間１年」を「　　年　　月　　日限り有効」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第二十一、様式第二十六及び様式第四十中「使用期限１年」を「　　年　　月　　日限り有効」に改める。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第八条　国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一号様式中「有効期間１カ年」を「　　年　　月　　日限り有効」に改める。